

## 第三十一回国会衆議院

## 大蔵委員会税制並びに税の執行に関する小委員会議録 第四号

昭和三十四年三月六日(金曜日)

午前十一時五分開議

出席小委員

小委員長 山本 勝市君

奥村又十郎君

鶴田 宗一君

山村庄之助君

久保田鶴松君

竹谷源太郎君

松尾トシ子君

横山 利秋君

出席政府委員

大蔵事務官 原 純夫君

主税局長 北島 武雄君

大蔵事務官 吉國 二郎君

大蔵事務官 勝原 啓君

大蔵事務官 高田 壽史君

大蔵事務官 竹村 忠一君

専門員 抜井 光三君

三月六日

小委員竹谷源太郎君二月二十四日委員辞任につき、その補欠として竹谷

源太郎君が委員長の指名で小委員に選任された。

本日の会議に付した案件

国税徵収法案(内閣提出第一六二号)

国税徵収法の施行に伴う関係法律の

整理等に関する法律案(内閣提出第一七一号)

国税徵収法案及び国税徵収法の施行

○山本小委員長 これより会議を開きます。田万廣文君。

質疑の通告があります。これを許します。田万廣文君。

なお、質問者にお願いしますが、会場の都合でこういったところになつたのですけれども、速記の都合もありますので、ごめんだけれども、やはり立つて質問していただき、それから立つて答えていただく。そうしないと、話が懇談的になつて乱れますから、忍耐ですけれども……。

○田万小委員 ちょっとお尋ねします

が、今度の国税徵収法の施行法につい

て、いろんな角度から非常に考慮が払

われていることはよくわかるのですす

が、この法案をなぜ提出しなければい

けないかという根本的な態度につい

て、先にお伺いしておきたいと思いま

す。簡単だけつこうですから……。

○原政府委員 国税徵収法の改正を思

い立ちましたのは、由来するところが

相当長くかつ深いのであります。御存じの通り、国税徵収法は明治三十年に

できました法律でありまして、その後

すでにまる五十余年を経ておる。

○原政府委員 国税徵収法の改正を思

い立ちましたのは、由来するところが

相当長くかつ深いのであります。御存

じの通り、国税徵収法は明治三十年に

できました法律でありまして、その後

すでにまる五十余年を絏ておる。

○原政府委員 国税徵収法の改正を思

い立ちましたのは、由来するところが

相当長くかつ深いのであります。御存

じの通り、国税徵収法は明治三十年に

やつてしまつといふ場合に徵収できるであらうものが、今回の改正によつて幾減るといふ計算をいたしますれば、かなりな額になると思ひます。しかししながら、これは言つてみれば、実際にはそういう強い権限を一度に發揮するということはしないで、なるべくそういうところにいかないで、納税者の立ち直りを希望しながら徵収猶予等をやつしているのですから、ただいま申しましした計算は、いわば数年分のなにを一回でとつてしまつ、またそれが徵収法の改正で一回で減収になるという計算をした場合のことありますから、やはり現実としては、現に行われている毎年の処分といふものが、これによつてどういう影響がくるかという計算をすべきだ。そうなれば、私の記憶の感じで申しますと、億の位に上る大へん古いデータがもとで恐縮ですが、二年ばかり前に数字を作りましたときの私の感じであります。

○田万小委員 国税徴収について、いろいろ柔軟な作戦でやられるといふことはけつこうだと思うのですが、私は、非常に悪意の滞納者に対するは、非常に悪意の滞納者に対しては、仮借なく徵稅をやつてよろしいといふ考えを持つておられます。そこで、お尋ねするのですが、現在滞納額が、国税において、個人と法人とに分けた場合において、個人と法人とに分けた場合にどういう割り振りになつておるか。

○吉國説明員 ここにございます三十

三年の十二月末現在の数字を申し上げますと、個人の申告所得税、これの滞納額が、純滞納と普通申しておりま

すが、これは執行停止を差し引いた数

字であります。執行停止と申しますのは、納税者が滞納処分によつて困窮に陥るといふ場合にたな上げにする措置でございますが、その分に見合つておられますのでござりますが、その分に見合つておどりのを差し引いた数字が百四十億といふことになつております。それから法人税が同じ数字にいたしました百四十五億、申告所得税と法人税がほぼ同額になつておるといふ格好でございます。

○田万小委員 個人と法人を合せる

と私は思うのです。これに対して從来

どういう措置をとつておられたか、そ

の点お話しを願いたいと思います。

○原政府委員 滞納額が非常に膨大で

あるといふのは、今おっしゃる通りで

あります。これは戦後のその関係を

も二八十八億、これは相当な滞納額だ

と私は思つたのです。これに対して從来

どういう時代には、一%にもなるかなら

ぬかといふような低い滞納率であつた

わけで、もつと改善の余地もあるし、

また努力すべきことだと思つております

が、大きな方向としては、ただいま

も三割、四割といふような高いもので

あつたわけです。当時は、申告所得税

にしましても、納税者の多い年は納税

度、四年度といふ場合には、たしかも

う三千億くらいの滞納があつた。割合

も二割、三割といふような高いもので

あつたわけです。当時は、申告所得税

にしましても、納税者の多い年は納税

度、四年度といふ場合には、たしかも

度は、ある一定の制限はあるだらうけれども、制限の範囲においては、抵当権者その他担保権者が保護されておる。これは私は大きな変化だと思うのと同じ先取特権で、民法の三百六条、一般の先取特権として賃金債権の先取特権がございますが、この先取特権に対する保護というか、国税関係における立場をどういうふうに考えておられるか。抵当権者は保護された。国税で今までとられておつたものがある程度残される。助かるわけです。ところが、その工場で働いておる労働者の賃金は、抵当権優先で抵当権者は満足するかもしれないけれども、賃金債権はそのまま見捨てられてしまつて、その日その日の生活に追われておる労働者の賃金債権というものは、満足に受けれることはできない。国税がとり、抵当権者がとつてしまつといふことになつた場合には、食うや食わざで首をつらねばならぬということに現実になつてゐるのです。だから、公平の観念からいつたならば、金が余つて貸しておるような抵当権者を保護することにきゆうきゅうとするような税法の改正でなくして、ほんとうにその日その日の生活に困っているところの労働者の賃金債権を国税関係においても調整してやるということが、私は大きな愛情の政治だと思うのです。これが何らここに表示されおらないといふことはもつてのほかだと思うのですが、どうしたことになりますか。

ります。どういう角度で問題を処理したかといいますと、資金債権につきましては、従来四分の三は差し押さえやいけない、四分の一だけはよろしいという制度になつておきました。そうしますと、近ごろは千万円の給与といふようなものも決してないではない。そういうところでも七百五十万円は差し押さえやいかぬということになつていいわけです。いかにもおかしい。やはりこれを下に厚く、それからある程度以上は差し押えてよろしいといふようにしたいということを、まず考えました。これが改正法案の七十六条といふのにずっとそういう精神で出ておりまます。翻つて、しかば、資金債権については特別に全部を優先させるといふことは、専門家が、そういう措置をとるかどうかという問題がお尋ねの中心であります。が、これについては、ただいまのようないく地位にあるかということを無視して、国税徴収法だけでこれの序列といいますか、そういうものに替へようなことをやりますと、いかにもそぐわない。また一般私法とのかみ合いがうまくいかないといふようなことがあるわけです。一般の債権との関係においては、一般的の債権者と資金債権者と競争する場合に、特に資金債権に優先権を認めるということになつていよいいうふうなことから、やはりその方の解決が先であらうといふことになつたわけであります。徴収制度調査会の答申におきましても、「資金債権に対する保護を現行民法等における先取特権の範囲をこえて社会政策的な見地から、拡充するかどうかは、今後の問題

であるとしても、租税の優先権の法理的な調整を図ることはむしろ適当ではない。」というふうなことを、いろいろな角度から、具体的には他の債権と優先後関係あたりから、いわばぐるぐる回りになるといふようなケースが出てきたりしまして、かなりいやこしい関係にもなるというようなことから、一般の方でどういう成り行きになるか、その辺の成り行きを見守って、その間、税としては、おつしやる趣旨の、いわば低い層の最低生活費と、いふのは幾らかわかりませんが、これはという種類のものは全然手をかけないことにしようじゃないかといふ精神は、この七十六条である程度にしていきたいといふふうなことであります。

債権は債権ですから、そういう債権を物権的な取扱いにしようと今日の時代において、やはり旧態依然として、資金債権は一般債権であるから抵当権におくれるといつまでものの考え方自身が、時代錯誤的な考え方だと私は思う。この点についてはほんとうにじめじめに考えていただかぬと、われわれ社会党の天下になつたらすぐその日即日にこういう法律を出すが、いいことは早い方がいいのであって、善は急げというから、ただいま頭の切りかえを——皆さんはできてるかもしけれども、いろいろな関係で言いにくいといふことがあるかもしけれども、腹の底は私と全く同感であるうと思うのですが、いかがでしょうか。

○吉國説明員　ただいまの仰せますことにごつともなどころがあると思うのあります。御承知のように、今度の国税徴収法の改正におきまして最も大きいところがあるかもしけれども、腹の底は私と全く同感であるうと思います。現在の民法が、まだ施行になつていないという関係で、問題の点は、国税徴収法が制定施行されましたときには、現在の民法が、すでにできてはおりましたけれども、その立場におきましては、抵当権、質権につきましては旧民法時代の形が残つておりまして、それに乗つかつて、抵当権、質権についての手当はしたわたりました。國税の優先権といふのが説の通り非常に強かつたため、先取特権についての配慮を加えたわけですが、その後民法が施行になりましたが、その他の先取特権につきましては全く手当がなかつたままでござります。その後民法が施行になりましたが、國税の優先権といふのが説の通り非常に強かつたため、先取特権についての配慮を加えたかったわけですが、今まで申しまして、民法の現在の規定で申しま

取特権は、御承知のように三百六条の二号で一般的の先取特権になつておるわけです。一般的の先取特権でござりますと、抵当権、質権におくれてしまふ。今度は、先取特権を扱う場合の態度は、抵当権が納期限前に設定されおるか、あるいは納期限後に設定されておるかで区分をいたしまして、納期限前に設定されております抵当権に対しても、抵当権が優先しない、納期限後に設定されている抵当権に対してもは租税が優先するという構成をとりました。これと他の一般の民法の担保物権との関係をそろそろなければならない。やはり納定期前後で優先をきめると同時に、抵当権、質権に絶対的におくれるという先取特権をもつ一つ別に認めますと、この関係から私債権の間の、今の私法上の関係が乱れて参ります。この点は調査会におきましてもずいぶん議論があつたわけでございます。結局、先取特権といふものが、今の民法においては、かなり時代すれがして参つたという点はあるわけでございます。どちらかと申しますと、先取特権からむしろ抵当権、質権という形に法従は進歩をするというのが近代法の性格でございますが、最近に至りまして、逆に抵当権、質権とは別個の形で、強力な先取特権によつてこれを保護すべきだ、という社会立法的な考え方方が出てきておることは事実でございます。今お説の賃金債権の先取特権を強くするという考え方も、その一つではないかと思います。この点は調査会でもさんざん議論になつたわけでございますが、ちょうど賃金債権の先取特権と同様な意味におきまして、下講中

小企業者の大企業に対する先取特権と、いつたようなものの先取特権という問題も当然起つてくるのじやなからうか。さらに、大企業の場合は賃労働がそういうふうに保護されても、中小企業の債権の保全がされておらなければ、中小企業の労務者といふものは依然として保護されない。結局これは社会立法としての将来の発展を待つべき点が多いし、またその形をやることが必要な問題でござりますけれども、現在の段階において徴収法を一般の私法との関係で調整する場合に、これだけ抜き出してやつた場合には、たといこれを優先させましても、結局の段階に至りますと、やはり私法の順序でやらなければならぬために、抵当権に先にやらなければならぬといふことによる社会的な立法としての賃金債権の先取特権といふものが成立することになります先決ではないか。今の民法における先取特権の保護は賃金債権に対して非常に薄いということは事実でござりますけれども、私法関係といふものを行き過ぎであるといふ意見が多数になりました。今回の改正におきましては、その点は一般的の先取特権並みの扱いしかできない、現在の民法の範囲でやると、いふことになつたわけでござります。

○田万小委員 いろいろ理屈はあるでしゃうけれども、あなたの今のお話を聞いてみると、私のいわゆる賃金債権を保護してやらなければいかねじやないかといふことについては、全幅の同意を表明せられた。ただ取扱い上、抵

当権と一般の先取特権といふものとの順位において、一般の先取特権の方が当然起つてくるからして、それを先順位と同様にして取り扱うといふことは、現在の法体制の上からいつたことは、現在の法体制の上からいつた抵当権と同一にして取り扱うといふ必要があるけれども、少くともこの徴収調査会の報告かもしれませんのが、申しあげたように、民法の規定は規定として、これは飛躍的な話になるかも知れないけれども、ほんとうに近代的な法体制の上からいうならば、理に合わないものはこの特別法——今出ておる国税徴収法というようなものは特別法ですが、特別法でこれを何とか救済しつつ、実際の態勢にマッチしていくよろんなことにしてやることが、私は必要ではなからうかと思うのです。おそらく労働賃金の先取特権を主張するような立場の労働者といふものは、官公労のよろんな大きな組合を持つていて労働者ではないのです。ほんとうに中企業の労働者の賃金債権といふことであらうと思います。それであれば、それだけに何とかこれを助けてやらねばならぬといふ気持ちになることが、いわゆる政治家のほんとうの愛情であろうと私は考ふる。その意味からいって、多少いろいろの問題はあるかも知れぬけれども、不可能ではないのです。私どもの見るところでは、税制調査会の結論といふものは、不可能でなくして、可能に得ける取扱いができると思うのです。今日の段階においてこれがなし得ないということは、方法がないのではなくて、誠意がない。従つて、今お話を出ましたが、下請業者の請負代金が、これまで賃金債権に

影響するというお説からいへば、これを拡大して下請代金までこれを認めてやればいいといふ理論が出てくるのでありますけれども、少くともこの徴収調査会の報告かもしれませんのが、登記をしなければならぬ。その登記をするには相手方が同意しなければならぬ。この相手方が同意をすることは、た、先ほど何か読みましたが、あれはならばどうかと思うといふお話を、まだ、何か読みましたが、あれは後順位にあるからして、それを先順位の抵当権と同一にして取り扱うといふことは、現在の法体制の上からいつた抵当権と同様にして取り扱うといふ必要があるけれども、少くともこの徴収調査会の報告かもしれませんのが、申しあげたように、民法の規定は規定として、これは飛躍的な話になるかも知れないけれども、ほんとうに近代的な法体制の上からいうならば、理に合わないものはこの特別法——今出ておる国税徴収法といふようなものは特別法ですが、特別法でこれを何とか救済しつつ、実際の態勢にマッチしていくよろんなことにしてやることが、私は必要ではなからうかと思うのです。おそらく労働賃金の先取特権を主張するような立場の労働者といふものは、官公労のよろんな大きな組合を持つていて労働者ではないのです。ほんとうに中企業の労働者の賃金債権といふことであらうと思います。それであれば、それだけに何とかこれを助けてやらねばならぬといふ気持ちになることが、いわゆる政治家のほんとうの愛情であろうと私は考ふる。その意味からいって、多少いろいろの問題はあるかも知れぬけれども、不可能ではないのです。私どもの見るところでは、税制調査会の結論といふものは、不可能でなくして、可能に得ける取扱いができると思うのです。今日の段階においてこれがなし得ないということは、方法がないのではなくて、誠意がない。従つて、今お話を出ましたが、下請業者の請負代金が、これまで賃金債権に

影響するというお説からいへば、これを拡大して下請代金までこれを認めてやればいいといふ理論が出てくるのでありますけれども、少くともこの徴収調査会の報告かもしれませんのが、登記をしなければならぬ。その登記をするには相手方が同意しなければならぬ。この相手方が同意をすることは、た、先ほど何か読みましたが、あれは後順位にあるからして、それを先順位の抵当権と同一にして取り扱うといふことは、現在の法体制の上からいつた抵当権と同様にして取り扱うといふ必要があるけれども、少くともこの徴収調査会の報告かもしれませんのが、申しあげたように、民法の規定は規定として、これは飛躍的な話になるかも知れないけれども、ほんとうに近代的な法体制の上からいうならば、理に合わないものはこの特別法——今出ておる国税徴収法といふようなものは特別法ですが、特別法でこれを何とか救済しつつ、実際の態勢にマッチしていくよろんなことにしてやることが、私は必要ではなからうかと思うのです。おそらく労働賃金の先取特権を主張するような立場の労働者といふものは、官公労のよろんな大きな組合を持つていて労働者ではないのです。ほんとうに中企業の労働者の賃金債権といふことであらうと思います。それであれば、それだけに何とかこれを助けてやらねばならぬといふ気持ちになることが、いわゆる政治家のほんとうの愛情であろうと私は考ふる。その意味からいって、多少いろいろの問題はあるかも知れぬけれども、不可能ではないのです。私どもの見るところでは、税制調査会の結論といふものは、不可能でなくして、可能に得ける取扱いができると思うのです。今日の段階においてこれがなし得ないということは、方法がないのではなくて、誠意がない。従つて、今お話を出ましたが、下請業者の請負代金が、これまで賃金債権に

影響するというお説からいへば、これを拡大して下請代金までこれを認めてやればいいといふ理論が出てくるのでありますけれども、少くともこの徴収調査会の報告かもしれませんのが、登記をしなければならぬ。その登記をするには相手方が同意しなければならぬ。この相手方が同意をすることは、た、先ほど何か読みましたが、あれは後順位にあるからして、それを先順位の抵当権と同一にして取り扱うといふことは、現在の法体制の上からいつた抵当権と同様にして取り扱うといふ必要があるけれども、少くともこの徴収調査会の報告かもしれませんのが、申しあげたように、民法の規定は規定として、これは飛躍的な話になるかも知れないけれども、ほんとうに近代的な法体制の上からいうならば、理に合わないものはこの特別法——今出ておる国税徴収法といふようなものは特別法ですが、特別法でこれを何とか救済しつつ、実際の態勢にマッチしていくよろんなことにしてやることが、私は必要ではなからうかと思うのです。おそらく労働賃金の先取特権を主張するような立場の労働者といふものは、官公労のよろんな大きな組合を持つていて労働者ではないのです。ほんとうに中企業の労働者の賃金債権といふことであらうと思います。それであれば、それだけに何とかこれを助けてやらねばならぬといふ気持ちになることが、いわゆる政治家のほんとうの愛情であろうと私は考ふる。その意味からいって、多少いろいろの問題はあるかも知れぬけれども、不可能ではないのです。私どもの見るところでは、税制調査会の結論といふものは、不可能でなくして、可能に得ける取扱いができると思うのです。今日の段階においてこれがなし得ないということは、方法がないのではなくて、誠意がない。従つて、今お話を出ましたが、下請業者の請負代金が、これまで賃金債権に

となると思うのです。先生のおつしやる御趣旨はわかりますが、やはり民法、商法においても、一般的の債権との間で賃金債権が先立つということは、おそらく先にあげたように、賃金債権なら五百万でも千万円でも先立つということは、とうていだれも認めないでしょう。やはりそこに規制を加えて、ある期間必要な形式なり基準を持つたは、どうも法律体系としてバランスがとれないというようなことになると思われども、そういうものが進まない間に徴収法だけでこれをやれといふのは、どうも理念的に考えられると思いませんけれども、またそういうものが進まないには、どうも法律体系としてバランスがとれないといふことになると思いませんけれども、またそういうときにくるくる回るといふようなことができました場合にも、結局私債権に抵当権づきのものが百五十万あり、それから賃金債権が五十万あり、税は税でもつて二百万ある場合に、税がこれにおくれたとしても、結局その残りの中まで抵当権の方に取られてしまうといふようなことがあるわけで、その点気分を鮮明にしたということになりかねないわけです。私ども、制度として今まで踏み切ることは、どうもちょっとできないのではないかといふふうに思つてゐるわけござります。

○吉國説明員 ちょっとと補足説明した

いと思想しますが、ただいまのことについていたしまして、各租税債権と他の優先債権との優先関係が出て参りますのは、御承知の通り競合の場合でござりますが、これは公売処分なり、あるいは競売をやつた場合に出て来るわけであります。この公売処分の場合に出て参るのは、税としてはかなり異例でござります。実際は、その前の段階では、営業が継続していくが、しかもこれ

を考え方が理念的に考えられると思いませんけれども、そういうものが進まないには、どうも法律体系としてバランスがとれないといふことになると思いませんけれども、またそういうときにくるくる回るといふようなことができました場合にも、結局私債権に抵当権づきのものが百五十万あり、それから賃金債権が五十万あり、税は税でもつて二百万ある場合に、税がこれにおくれたとしても、結局その残りの中まで抵当権の方に取られてしまうといふようなことがあるわけで、その点気分を鮮明にしたということになりかねないわけです。私ども、制度として今まで踏み切ることは、どうもちょっとできないのではないかといふふうに思つてゐるわけござります。

○田万小委員

公売になる前の徴収猶

予とかなんとかといふことは問題がな

いと思うのです。もちろん今御丁寧に

説明がありましたが、私どもが

心配しておりますのは、公売になつたときの話を承りましめたが、挺

前にさかのぼりまして、現在払えない状態が何からきてるか、浪費からきているといふ場合には、これは公売処分にまで進まなければなりませんが、たまたま企業の必須の資産を買い入れたために資金的に困つておるといふような場合には、むしろ徴収猶予をするといふことにいたしております。これは現

在納付が無理だという場合には今の猶予をいたすわけでございますが、その場合に、今やつておりますのは、納付能力調査の際に、給料はまず優先して支払うといふ前提で経費を見まして、その残りで納付能力があるかどうかというやり方をやつておりますので、実際上は、公売までぎりぎりのところにいった場合は別でございますけれども、動態として動いております滞納処分をおきましては、給料の優先支払いをやつておるわけであります。そういう点では、実際の実務ではそういう点連いたしまして、各租税債権と他の優先債権との優先関係が出て参りますのは、御承知の通り競合の場合でござりますが、これは公売処分なり、あるいは競売をやつた場合に出て来るわけであります。この公売処分の場合に出て参るのは、税としてはかなり異例でござります。実際は、その前の段階では、営業が継続していくが、しかもこれ

は、

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

が

○山本小委員長 ちよつと今のことについて、関連して、この国税徵収法で減収にならるというのですが、國稅徵収法を改めてこれまでの經濟よりももつと健全になるというようなことがあれば、プラスの面もあるのじやないか。ただ減る一方ではないのじやないか。そういう点はないですか。

○原政府委員　お詫びの通りござります。

記とか、譲渡担保とか、税は自分の税だが、財産は自分のところにはないといふような場合に、第二次納税義務と いうような格好でそういう穴はきちんと ふさいでやれるということになります。だから、そういう面で増収になる面は あると思うのでござります。ただ、実際いまして、そういう穴を利用する というのは納税者のそういう負けいな部分 ではございませんから、質的にはそちら いうところはほつきり追及しなければ いかぬ、また非常に多くの額で出していく るといふことはないということになる わけでございます。

○山本小委員長 今の点ですが、もう一つ、これまでの国税が優先したために、ある企業が思わず打撃を受けて、それが連鎖的に打撃を受けた、今度はそういうことがなくてうまくいくといふことになれば、結局国民の方も得をするし國の方も税収もあるといふような影響が考えられないのか。こうしたことなんですが、それはどうなんでしょう。

○原政府委員 それは數字的にはなかなか確かめにくいことではあります。しかし、徴収の根本の精神は私はそこだらうと思います。今回改正します中にも、いろいろ私債権の担保権

に対して税がいわば遠慮をするといふことをする以外に、納税者自身の企業の経営あるいはその他その私生活自体についても相当考へるという体制をとっているわけです。ですから徴収の猶予についても、今まで一年しか猶予はできないということであるのを、二年まで延長するとか、あるいは執行停止の条件こましても、かなりの

条件を広げる、これはまさに、おつ

しゃつたように、決して税は企業なり家計なりをいよいよぎりぎり最後の清算だといいうような状態に追い込んで取るというのが一番の道じやなくて、やはり企業は榮えさせ。また家計は穩かに推移するようなことを願いながら、そういうふうにいけば、やはりそこにいわば税源というものが失われず、また発展していくという思想があるわけです。そういう思想に乗つかつておりますが、それで、計数的にこの法律の影響を確かめるとなれば、おっしゃる通りやはりそういう面も確かに響く面だと思つております。

○山本小委員長 もう一つだけ関連  
で。今この脱税の中で、悪質なやつは徹底的に取り締めという委員の御質問でもあり、また主税局の方でも同感だということでありました。その悪質の脱税というのと、それから悪質でない普通の脱税と区別の基準はどこにつけておるのか。それを国税庁の長官、査察部長でも……。

**○山本小委員長** いや標準です。個別的ですけれども、大体悪質なものと悪質でないものと区別の標準があるであります。

○竹林説明員 たゞおは二重軸輪を  
作つておつたとか、取引先と連絡をと

○山本小委員長 こういいうのは悪質で、さような事案につきましては悪質なりといたるに考えております。  
りまして、売り上げをことさらに表示せぬで、出ないよう隠蔽しておつたとか、が、たとえは実態は個人である。しかし税法上の関係で法人にした方が税が安くなるというふうな錯覚かどるか、それを感じたために、法人の形態をとつておる。そこで、実態が個人であるために、実際そな帳面もこまかくつけていない。それから法人のようないい金の出し入れも厳密にやつていない。

そこで、決算期になつてきて、計理士が税理士を雇うてきて、決算報告をしてもらら、あるいは所得の申告をしてもらら、そういうふたよな場合に、そのときに適当に書類を作つた。そちがつまり結果において脱税になつてゐるといふのは、悪質ですか、悪質でないのですか。

千の脱漏が結果的に出てきておられた、というような場合でございましたら、その場合におきましては悪質に該当ないものになるかと考えます。

○山本小春員長 もう一つ。額によと言わされました、額が多くれば悪いと見るのですか。

○竹村説明員 お答え申し上げます。ごく簡単な例を申しますと、額の大

おこなわれます。また、同時に申告額にて、

しましてどれだけ脱漏されておった  
というふうな脱漏割合でござります。  
かような面もやはり考慮の要点にな  
うかと思います。

申告所得のうち百万円抜けておる場  
もございましょうし、あるいは無申  
によって百万円脱漏されておるとい  
ふ場合もございましょう。従いまして  
申告に対比いたしましてどの程度脱  
されておるかということは、やはり「  
○山本小委員長 脱漏の額だが、そ  
額を、脱漏した分を会社の設備に使  
た、もし使わなければ税で持つてい  
れた、税で持つていかれば、その年  
の年の所得はそんなにふえなかつた、  
しかし、もっぱら設備を改善したた  
に、金もないが、実際は設備がよ  
なつて、その次の所得がふえて、そろ

でどんどん去年よりも所得の申告額  
ふえてきた、国に対しても税金をよ  
い納めることができた。もし税金  
持つていておれば、それがその次  
年、その次の年には税は認められ  
かつたというようになつていたとい  
場合に、それは悪質ですか。そういう  
はどう扱つているのですか。

どういうふうに使っておるかというふうな

点から見てみると、個人的な消費使われておる場合はないことはございませんが、比較的の少うございます。業の拡張ないしは将来危惧される不<sup>ト</sup>確性に對処するため備えておる場合がうござります。従いまして、御質問のように、脱漏所得を設備の拡張に注込みまして、その結果それから後の所得が増大されたといふような場合にきましても、その後における所得の大といふことはあまり考慮する余地がないよう考へております。

○山本小委員長 春日一幸君。

おきましたが、私がこれからお伺いすることは、もしこれをせんじ詰めいきますと、それぞれ広範にわたつ深刻な影響を与える結果になることおそれますので、願わくは懇談の形して、速記をおとりになることなく、質疑を続けたいと思うのです。そろてまた必要の段階になつたら速記をしていただき、一つそのよりにお取りづらいをいただきたいと思いますが、かがでしようか。

○山本小委員長 異議なしと認めまして、懇談に移ることにいたします。

[午後零時十一分懇談会に入る]  
[午後一時九分懇談会を終る]

○山本小委員長 これにて懇談会は終了いたします。

この際春日委員より発言を求めております。これを許します。

○春日小委員 本員は、過ぐる衆議院の予算委員会における質疑応答の状況にかんがみまして、かつは昨日の予算委員会における内閣総理大臣とわが党中央委員との質疑応答の状況に徴しまして、この際日本社会党国会対策委員会の決定に基きまして、次の資料を要求いたします。

それは内閣総理大臣岸信介氏の過去五ヵ年間にわたるところの所得課税額が幾らであるか、これを各年度別について本委員会に御提示を願いたいと思います。なお、この課税額につきましてはすべての所得を包括いたしておりますので、すべての所得関係が明確になりまするよう、できることならば、一切の書類を添付の上、本委員会に御提出を願いたいと存じます。もとより固定資産税 一時所得 その他ことごとくのものでござります。単なる決定額ばかりでなく、できることならば、そういう課税額の要素となりまする金銭の出納、これもあわせて一つ御提出を願いたいと思います。以上の資料を願わくは、国会審議のいろいろな必要もございますので、来週の火曜日までに本委員会に御提出願いたい。

○山本小委員長 ちょっとと速記をとめ

○山本小委員長 〔速記中止〕  
本日はこれにて散会いたします。  
午後一時三十六分散会

昭和三十四年三月十一日印刷

昭和三十四年三月十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局